

**第2期枚方市子ども・子育て支援事業計画
主要事業の目標事業量**

**令和2年3月
枚方市**

	事業項目	事業の概要	頁
1	教育・保育	満3歳以上で教育を希望される児童(1号認定)、満3歳以上で保育が必要な児童(2号認定)、満3歳未満で保育が必要な児童(3号認定)が利用する教育・保育施設(幼稚園、認定こども園、保育所(園)及び地域型保育事業(小規模保育事業等))を提供する事業	2
2	時間外保育事業	保育所(園)等において11時間の開所時間を超えて保育を実施している事業	5
3	放課後児童健全育成事業 (留守家庭児童会室事業)	保護者が仕事などで昼間に自宅にいない児童に対し、放課後等に適切な遊び及び生活の場を提供し、健全な育成を図る事業	6
4-1	子育て短期支援事業 (ショートステイ)	保護者の疾病などのため、家庭での子どもの養育が一時的に困難な場合、児童養護施設等で子どもを預かっている(宿泊を伴うなど)事業	7
4-2	子育て短期支援事業 (トワイライトステイ)	保護者が仕事に従事するため、夜間等家庭での養育が一時的に困難な場合、児童養護施設等で子どもを預かっている事業	8
5	一時預かり事業	【幼稚園等の一時預かり事業】 幼稚園等における在園児を対象に預かり保育を実施する事業 【保育所(園)の一時預かり事業】 在宅で育児を行う保護者の傷病や入院などの緊急時、育児に疲れた時など、一時的に子どもの保育ができない場合及び、保護者の週2～3日程度の短時間就労などの場合、保育所(園)で子どもを預かっている事業	9
6	地域子育て支援拠点事業	乳幼児と保護者が相互の交流を行う場を保育所(園)やサプリ村野等で設置し、子育てについての相談、情報の提供、助言その他の援助を行うことにより、子育ての不安感を緩和し、子どもの健やかな育ちを支援している事業	11
7	病児保育事業(医療機関併設型)	保育所(園)等に入所している児童が病気の場合、病院に付設された専用室で一時的に保育している事業(医療機関併設型)	12
8	子育て援助活動支援事業 (ファミリーサポートセンター事業)	子育ての援助を受けたい人と援助を行いたい人が会員になり、保育所(園)、幼稚園等への送迎や子どもの預かりなど、子育てに関する相互援助活動を行う有償ボランティアの会員組織を運営している事業	13
9	利用者支援事業	[基本型・特定制] 子どもや保護者が、幼稚園・保育所(園)・認定こども園での学校教育・保育や一時預かり、放課後児童クラブ等の地域子育て支援事業を円滑に利用できるよう身近な場所で必要な情報提供・助言等を行う事業 [母子保健型] 妊娠期から子育て期にわたるまでの母子保健や育児に関する様々な悩み等に円滑に対応するため、保健師等が専門的な見地から相談支援等を行う事業	14
10	妊婦健康診査	妊娠届け出時に妊婦健康診査受診券などを配付し、妊産婦の健康管理、安心・安全な出産を支援している事業	15
11	乳児家庭全戸訪問事業 ・養育支援訪問事業	【乳児家庭全戸訪問事業】 生後4か月までの乳児のいる全ての家庭を訪問し、育児に関する不安や悩みの傾聴及び相談、子育ての支援に関する情報提供を行っている事業 【養育支援訪問事業】 乳児家庭全戸訪問事業等の実施により把握した保護者の養育を支援することが特に必要と認められる児童等に対し、その養育が適切に行われるよう、養育に関する相談、指導、助言その他必要な支援を行っている事業	16

1. 教育・保育

満3歳以上で教育を希望される児童（1号認定）、満3歳以上で保育が必要な児童（2号認定）、満3歳未満で保育が必要な児童（3号認定）が利用する教育・保育施設（幼稚園、認定こども園、保育所（園）及び地域型保育事業（小規模保育事業等））を提供する事業

○量の見込みの考え方

- ・本市の将来の児童人口推計と「枚方市子ども・子育て支援に関するアンケート調査（就学前児童調査）」を基に、以下の条件を加えて算出した結果を量の見込みとします。
- ①保育の必要性の下限時間については、子ども・子育て支援法施行規則に基づき、本市では現行と同様に64時間（1月当たり）とします。
- ②保護者の現在の就労状況や今後の就労意向を基に、1号認定、2号認定、3号認定に分類します。ただし、保護者が育児休業中（1～2歳）の場合や育児休業を取得せず離職した場合は3号認定の量の見込みから除きます。
- ③国の幼児教育・保育の無償化や本市が独自で実施する子育て支援策の影響により、2号認定や3号認定に該当する家庭類型割合や満3歳未満の保育施設の利用意向率は増加するものとします。
- ④国の「子育て安心プラン」において、令和4年度末に女性就業率が80%に達することを見込み、それに対応できる保育の受け皿を整備することが示されたことから、③で示す家庭類型割合や保育施設の利用意向率は令和5年度当初まで増加し、以降は同水準とします。
- ⑤3～5歳児の推計人口と1号認定、2号認定の合計に差が生じた場合は、その差分を1号認定に加えます。

1号認定： 満3歳以上で教育を希望される児童

2号認定： 満3歳以上で保育が必要な児童

3号認定： 満3歳未満で保育が必要な児童

<量の見込み及び確保方策>

(人)

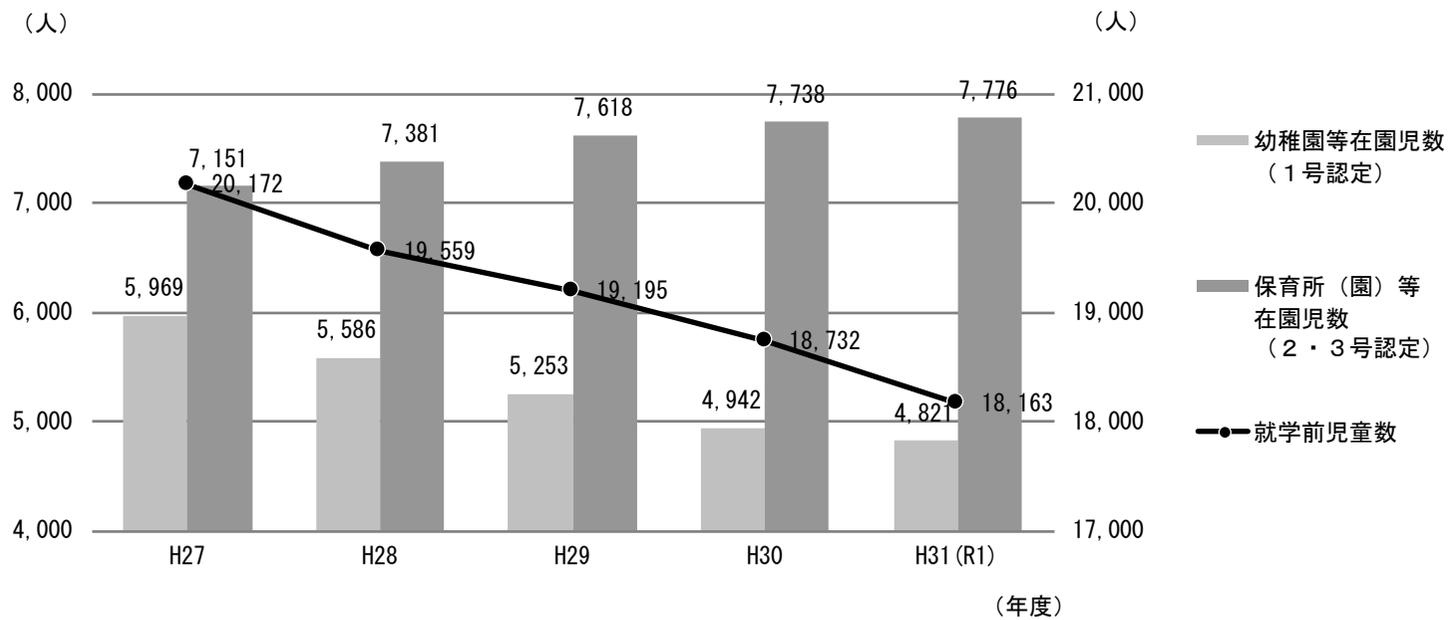
地域	第1年度(R2年度)				第2年度(R3年度)				第3年度(R4年度)				第4年度(R5年度)				第5年度(R6年度)				
	1号	2号		3号																	
		幼児期の学校教育の利用希望が強い	左記以外																		
量の見込み	合計	4,892	1,794	2,776	3,812	4,587	1,815	2,827	3,827	4,294	1,838	2,877	3,857	4,024	1,862	2,931	3,859	3,933	1,815	2,873	3,812
		4,570		4,642		4,715		4,793													
	北部	1,077	488	597	784	1,021	490	599	787	973	495	606	802	921	496	608	800	906	477	585	790
		1,085		1,089		1,101		1,104													
	中部	1,018	395	689	966	957	407	712	972	898	420	736	985	838	432	757	988	824	427	750	974
1,084		1,119		1,156		1,189															
南部	1,697	569	812	1,297	1,585	575	826	1,293	1,479	581	839	1,291	1,379	586	851	1,278	1,337	571	833	1,247	
	1,381		1,401		1,420		1,437														
東部	1,100	342	678	765	1,024	343	690	775	944	342	696	779	886	348	715	793	866	340	705	801	
	1,020		1,033		1,038		1,063														
確保方策	合計	6,492	4,583		3,814	6,457	4,607		3,830	6,457	4,692		3,860	6,457	4,732		3,860	6,457	4,732		3,860
	北部	1,730	938		916	1,730	944		920	1,730	985		934	1,730	985		934	1,730	985		934
	中部	1,300	1,034		909	1,300	1,046		917	1,300	1,078		925	1,300	1,078		925	1,300	1,078		925
	南部	1,346	1,460		1,268	1,311	1,466		1,272	1,311	1,466		1,272	1,311	1,486		1,272	1,311	1,486		1,272
	東部	2,116	1,151		721	2,116	1,151		721	2,116	1,163		729	2,116	1,183		729	2,116	1,183		729

※各年度の「量の見込み」・「確保方策」は年度当初時点としています。年度途中における2号認定・3号認定の保育需要の増加については、「待機児童用保育室」の整備等により対応します。

<参考:就学前児童数、幼稚園等在園児数(1号認定)、保育所入所児童数(2・3号認定)の推移>

※保育所(園)等入所児童数(2・3号認定)は各年4月1日現在、就学前児童数及び幼稚園等在園児数(1号認定)は各年5月1日現在。

(いずれも市外在住の児童を除きます。また、幼稚園等在園児数のみ、市内在住で市外の施設を利用する児童を含みます。)



2. 時間外保育事業

保育所（園）等において11時間の開所時間を超えて保育を実施している事業

○量の見込みの考え方

- ・時間外保育事業は、保育需要との関係が強いことから、「1. 教育・保育」の量の見込みや、2号認定及び3号認定の児童全体における時間外保育事業の利用児童の割合の実績などを基に算出した結果を量の見込みとします。

<量の見込み及び確保方策>

	地域	第1年度(R2年度)	第2年度(R3年度)	第3年度(R4年度)	第4年度(R5年度)	第5年度(R6年度)
量の見込み (人)	合計	4,898	4,948	5,009	5,055	4,967
	北部	1,090	1,099	1,117	1,122	1,096
	中部	1,263	1,289	1,323	1,347	1,332
	南部	1,384	1,388	1,397	1,395	1,358
	東部	1,161	1,172	1,172	1,191	1,181
確保方策 (人)	合計	4,898	4,948	5,009	5,055	4,967
	北部	1,090	1,099	1,117	1,122	1,096
	中部	1,263	1,289	1,323	1,347	1,332
	南部	1,384	1,388	1,397	1,395	1,358
	東部	1,161	1,172	1,172	1,191	1,181

<参考:延長保育事業の利用実績>

	地域	H27年度	H28年度	H29年度	H30年度
延べ利用人数 (人日)	合計	111,775	112,550	115,125	113,450
	北部	24,050	23,350	24,575	24,325
	中部	27,075	27,300	28,750	27,975
	南部	36,525	36,100	37,425	36,850
	東部	24,125	25,800	24,375	24,300

3. 放課後児童健全育成事業（留守家庭児童会室事業）

保護者が仕事などで昼間に自宅にいない児童に対し、放課後等に適切な遊び及び生活の場を提供し、健全な育成を図る事業

○量の見込みの考え方

- ・過去の利用実績を踏まえ、1～4年生の入室率は、今後も増加傾向が継続、5・6年生の入室率は、横ばいで推移するものとして算出した結果を量の見込みとします。

<量の見込み及び確保方策>

	第1年度(R2年度)	第2年度(R3年度)	第3年度(R4年度)	第4年度(R5年度)	第5年度(R6年度)
量の見込み (人)	合計 5,014 1～4年生 4,605 5・6年生 409	合計 5,188 1～4年生 4,792 5・6年生 396	合計 5,371 1～4年生 4,990 5・6年生 381	合計 5,491 1～4年生 5,119 5・6年生 372	合計 5,548 1～4年生 5,180 5・6年生 368
確保方策 (人)	5,014	5,188	5,371	5,491	5,548

※「児童の放課後を豊かにする基本計画」より

<参考:留守家庭児童会室事業の利用実績>

	H27年度	H28年度	H29年度	H30年度	R1年度
利用者数 (人)	3,579	3,906	4,431	4,706	4,859

4-1. 子育て短期支援事業（ショートステイ）

保護者の疾病などのため、家庭での子どもの養育が一時的に困難な場合、児童養護施設等で子どもを預かっている（宿泊を伴うなど）事業

○量の見込みの考え方

- 本市のショートステイの需要は減少傾向にありますが、保護者の養育状況（疾病等により家庭での養育が困難な場合）に影響を受けることなどから、引き続き、本事業の需要の動向を注視するものとし、横ばいで推移することを基本として、過去の利用実績から算出した結果を量の見込みとします。

<量の見込み及び確保方策>

	第1年度(R2年度)	第2年度(R3年度)	第3年度(R4年度)	第4年度(R5年度)	第5年度(R6年度)
量の見込み (人日)	570	570	570	570	570
確保方策 (人日)	570	570	570	570	570

<参考:ショートステイの利用実績>

	H27年度	H28年度	H29年度	H30年度
延べ利用日数 (人日)	736	587	579	369

4-2. 子育て短期支援事業（トワイライトステイ）

保護者が仕事に従事するため、夜間等家庭での養育が一時的に困難な場合、児童養護施設等で子どもを預かっている事業

○量の見込みの考え方

- 本市のトワイライトステイの需要は増加傾向にある中で、保護者の勤務形態（夜間勤務等により家庭での養育が困難な場合）に影響を受けることなどから、引き続き、本事業の需要の動向を注視するものとし、横ばいで推移することを基本として、過去の利用実績から算出した結果を量の見込みとします。

<量の見込み及び確保方策>

	第1年度(R2年度)	第2年度(R3年度)	第3年度(R4年度)	第4年度(R5年度)	第5年度(R6年度)
量の見込み (人日)	40	40	40	40	40
確保方策 (人日)	40	40	40	40	40

<参考:トワイライトステイの利用実績>

	H27年度	H28年度	H29年度	H30年度
延べ利用日数 (人日)	19	11	43	83

5. 一時預かり事業

【幼稚園の一時預かり事業】

幼稚園等における在園児を対象に預かり保育を実施する事業

○量の見込みの考え方

- ・令和元年度からの公立幼稚園における3歳児保育の実施や預かり保育の充実なども含め、過去の利用実績などを基に算出した結果を量の見込みとします。

<量の見込み及び確保方策>

	地域	第1年度(R2年度)	第2年度(R3年度)	第3年度(R4年度)	第4年度(R5年度)	第5年度(R6年度)
量の見込み (人日)	合計	211,605	213,811	216,025	218,264	220,529
	北部	58,607	59,285	60,294	60,855	61,186
	中部	38,047	38,945	39,873	40,670	41,534
	南部	81,845	82,292	82,668	83,008	83,594
	東部	33,106	33,289	33,190	33,731	34,215
確保方策 (人日)	合計	211,605	213,811	216,025	218,264	220,529
	北部	58,607	59,285	60,294	60,855	61,186
	中部	38,047	38,945	39,873	40,670	41,534
	南部	81,845	82,292	82,668	83,008	83,594
	東部	33,106	33,289	33,190	33,731	34,215

<参考:一時預かり事業(幼稚園等)の利用実績>

	H27年度	H28年度	H29年度	H30年度
延べ利用者数(人日)	175,360	205,939	206,062	196,717

【保育所（園）の一時預かり事業】

在宅で育児を行う保護者の傷病や入院などの緊急時、育児に疲れた時など、一時的に子どもの保育ができない場合及び、保護者の週2～3日程度の短時間就労などの場合、保育所（園）で子どもを預かっている事業

○量の見込みの考え方

・本市における保育所（園）の一時預かり事業の需要は減少傾向にある中で、過去の利用実績などを基に算出した結果を量の見込みとします。

<量の見込み及び確保方策>

	地域	第1年度(R2年度)	第2年度(R3年度)	第3年度(R4年度)	第4年度(R5年度)	第5年度(R6年度)
量の見込み (人日)	合計	24,990	24,489	23,999	23,521	23,051
	北部	5,686	5,561	5,471	5,341	5,223
	中部	5,092	5,053	5,022	4,973	4,908
	南部	8,805	8,569	8,361	8,121	7,887
	東部	5,407	5,306	5,145	5,086	5,033
確保方策 (人日)	合計	50,400	50,400	50,400	50,400	50,400
	北部	11,700	11,700	11,700	11,700	11,700
	中部	12,000	12,000	12,000	12,000	12,000
	南部	15,300	15,300	15,300	15,300	15,300
	東部	11,400	11,400	11,400	11,400	11,400

<参考:一時預かり事業の利用実績>

	H27年度	H28年度	H29年度	H30年度
延べ利用者数(人日)	31,090	28,351	27,674	24,375

6. 地域子育て支援拠点事業

乳幼児と保護者が相互の交流を行う場を保育所（園）やサプリ村野等で設置し、子育てについての相談、情報の提供、助言その他の援助を行うことにより、子育ての不安感を緩和し、子どもの健やかな育ちを支援している事業

○量の見込みの考え方

・本市における地域子育て支援拠点事業の需要は減少傾向にある中、過去の利用実績などを基に算出した結果を量の見込みとします。

<量の見込み及び確保方策>

	地域	第1年度(R2年度)	第2年度(R3年度)	第3年度(R4年度)	第4年度(R5年度)	第5年度(R6年度)
量の見込み (人日)	合計	76,000	73,700	71,500	69,400	67,300
	北部	15,672	15,123	14,688	14,168	13,738
	中部	17,577	17,247	16,962	16,647	16,216
	南部	26,928	25,885	25,003	23,999	22,966
	東部	15,823	15,445	14,847	14,586	14,380
確保方策 (か所)	合計	13	13	14	15	16
	北部	3	3	3	3	4
	中部	3	3	3	4	4
	南部	4	4	4	4	4
	東部	3	3	4	4	4

<参考:地域子育て支援拠点事業の実績>

	H27年度	H28年度	H29年度	H30年度
実施箇所数(か所)	13	13	13	13
延べ利用者数(人日)	76,428	83,650	82,698	78,430

7. 病児保育事業（医療機関併設型）

保育所（園）等に入所している児童が病気の場合、病院に付設された専用室で一時的に保育している事業（医療機関併設型）

○量の見込みの考え方

- ・病児保育事業の需要は、一般的に感染症の流行や児童の体調変化などの影響を受けやすいことなどを考慮し、過去の利用実績などを基に算出した結果を量の見込みとします。

<量の見込み及び確保方策>

	地域	第1年度(R2年度)	第2年度(R3年度)	第3年度(R4年度)	第4年度(R5年度)	第5年度(R6年度)
量の見込み (人日)	合計	3,777	3,672	3,588	3,515	3,448
	北部	856	831	816	796	778
	中部	734	723	716	709	700
	南部	1,267	1,224	1,191	1,156	1,124
	東部	920	894	865	854	846
確保方策 (人日)	合計	6,900	6,900	6,900	6,900	6,900
	北部	1,800	1,800	1,800	1,800	1,800
	中部	1,500	1,500	1,500	1,500	1,500
	南部	2,400	2,400	2,400	2,400	2,400
	東部	1,200	1,200	1,200	1,200	1,200

<参考:病児保育事業の利用実績>

	地域	H27年度	H28年度	H29年度	H30年度
延べ利用者数 (人日)	合計	3,468	3,727	3,969	3,602
	北部	1,356	1,260	1,294	1,122
	中部	275	478	766	708
	南部	1,409	1,444	1,407	1,295
	東部	428	545	502	477

8. 子育て援助活動支援事業（ファミリーサポートセンター事業）

子育ての援助を受けたい人と援助を行いたい人が会員になり、保育所（園）、幼稚園等への送迎や子どもの預かりなど、子育てに関する相互援助活動を行う有償ボランティアの会員組織を運営している事業

○量の見込みの考え方

- ファミリーサポートセンター事業は、過去の実績から横ばいで推移することを基本に、無料体験事業の促進や出張登録会の開催による効果を考慮した結果を量の見込みとします。

<量の見込み及び確保方策>

	第1年度(R2年度)		第2年度(R3年度)		第3年度(R4年度)		第4年度(R5年度)		第5年度(R6年度)	
	就学前児	就学児	就学前児	就学児	就学前児	就学児	就学前児	就学児	就学前	就学児
量の見込み (人日)	2,900	1,200	2,900	1,200	2,900	1,200	2,900	1,200	2,900	1,200
	4,100		4,100		4,100		4,100		4,100	
確保方策 (人日)	4,100		4,100		4,100		4,100		4,100	

<参考:ファミリーサポートセンター事業の実績>

	H27年度		H28年度		H29年度		H30年度	
	就学前児	就学児	就学前児	就学児	就学前児	就学前児	就学前児	就学児
活動件数 (人日)	2,611	1,105	2,120	1,205	2,537	1,125	2,706	904
	3,716		3,325		3,662		3,610	
登録会員数 (人)	1,809		1,869		2,013		2,315	

9. 利用者支援事業

[基本型・特定型] 子どもや保護者が、幼稚園・保育所（園）・認定こども園での学校教育・保育や一時預かり、放課後児童クラブ等の地域子育て支援事業を円滑に利用できるよう身近な場所で必要な情報提供・助言等を行う事業

[母子保健型] 妊娠期から子育て期にわたるまでの母子保健や育児に関する様々な悩み等に円滑に対応するため、保健師等が専門的な見地から相談支援等を行う事業

○量の見込みの考え方

・教育・保育施設や地域子ども・子育て支援事業、専門職による妊産婦等を対象とした利用者支援に係る情報集約・提供、相談等を実施することから、これまでの実績や、他の目標事業量に係るニーズを勘案した結果を量の見込みとします。

<量の見込み及び確保方策>

		第1年度(R2年度)	第2年度(R3年度)	第3年度(R4年度)	第4年度(R5年度)	第5年度(R6年度)
量の見込み (か所)	基本型・特定型	1	1	1	1	1
確保方策 (か所)	基本型・特定型	1	1	1	1	1

※確保方策の考え方としては、引き続き、市役所本庁窓口を同事業の実施場所に位置付けます。

		第1年度(R2年度)	第2年度(R3年度)	第3年度(R4年度)	第4年度(R5年度)	第5年度(R6年度)
量の見込み (か所)	母子保健型	2	2	2	2	2
確保方策 (か所)	母子保健型	2	2	2	2	2

※確保方策の考え方としては、保健センター及びすこやか健康相談室「北部リーフ」を同事業の実施場所に位置づけます。

10. 妊婦健康診査

妊娠届け出時に妊婦健康診査受診券などを配付し、妊産婦の健康管理、安心・安全な出産を支援している事業

○量の見込みの考え方

- ・妊娠届出数は、妊娠届出数の実績や出生数の見込みを基に算出します。また、妊婦健診延べ回数は、一人あたりの妊婦健診回数の実績や妊娠届出数を基に算出した結果を量の見込みとします。

<量の見込み及び確保方策>

	第1年度(R2年度)	第2年度(R3年度)	第3年度(R4年度)	第4年度(R5年度)	第5年度(R6年度)
量の見込み					
妊娠届出数(人)	2,627	2,551	2,493	2,454	2,424
妊婦健診延べ回数(回)	31,500	30,600	29,900	29,400	29,100
確保方策	実施体制:市内受診施設 15か所 検査項目:国の基準に 準じる 実施時期:通年	実施体制:市内受診施設 15か所 検査項目:国の基準に 準じる 実施時期:通年	実施体制:市内受診施設 15か所 検査項目:国の基準に 準じる 実施時期:通年	実施体制:市内受診施設 15か所 検査項目:国の基準に 準じる 実施時期:通年	実施体制:市内受診施設 15か所 検査項目:国の基準に 準じる 実施時期:通年

※確保方策の考え方としては、市内受診施設等において、量の見込みを確保します。なお、市内受診施設以外の全国の病院等においても受診可能です。

<参考:妊婦健康診査の実績>

	H27年度	H28年度	H29年度	H30年度
妊娠届出数(人)	3,043	2,905	2,878	2,691
妊婦健診延べ回数(回)	36,585	34,773	33,567	32,563
市内受診施設数(か所)	14	14	15	15

11. 乳児家庭全戸訪問事業・養育支援訪問事業

【乳児家庭全戸訪問事業】

生後4か月までの乳児のいる全ての家庭を訪問し、育児に関する不安や悩みの傾聴及び相談、子育ての支援に関する情報提供を行っている事業

○量の見込みの考え方

・本市では、「①母子訪問指導事業（新生児・乳児訪問指導）」と「②こんにちは赤ちゃん事業」により、生後4か月までの乳児を養育する全ての世帯を訪問していることから、出生数（推計）を基に算出した結果を量の見込みとします。

<量の見込み及び確保方策>

	第1年度(R2年度)	第2年度(R3年度)	第3年度(R4年度)	第4年度(R5年度)	第5年度(R6年度)
量の見込み (人)	2,569	2,495	2,438	2,400	2,371
確保方策	①実施体制: 約40人の 助産師・保健師で対応 ②実施体制: 約50人の訪問員で対応 委託先:社会福祉協議会	①実施体制: 約40人の 助産師・保健師で対応 ②実施体制: 約50人の訪問員で対応 委託先:社会福祉協議会	①実施体制: 約40人の 助産師・保健師で対応 ②実施体制: 約50人の訪問員で対応 委託先:社会福祉協議会	①実施体制: 約40人の 助産師・保健師で対応 ②実施体制: 約50人の訪問員で対応 委託先:社会福祉協議会	①実施体制: 約40人の 助産師・保健師で対応 ②実施体制: 約50人の訪問員で対応 委託先:社会福祉協議会

<参考:乳児家庭全戸訪問事業の実績>

	H27年度	H28年度	H29年度	H30年度
乳児家庭全戸訪問事業(人)	2,578	2,564	2,460	2,469
うち、母子訪問指導事業 (新生児・乳児訪問指導)による訪問(人)	795	654	617	689
うち、こんにちは赤ちゃん事業による訪問 (人)	1,783	1,910	1,843	1,780

【養育支援訪問事業】

乳児家庭全戸訪問事業等の実施により把握した保護者の養育を支援することが特に必要と認められる児童等に対し、その養育が適切に行われるよう、養育に関する相談、指導、助言その他必要な支援を行っている事業

○量の見込みの考え方

- ・養育支援訪問事業の需要は増加傾向にありますが、保護者の養育状況（疾病等により家庭での養育が困難な場合）に影響を受けることなどから、引き続き、本事業の需要の動向を注視するものとし、横ばいで推移することを基本として、平成30年度の利用実績を量の見込みとします。

<量の見込み及び確保方策>

	第1年度(R2年度)	第2年度(R3年度)	第3年度(R4年度)	第4年度(R5年度)	第5年度(R6年度)
量の見込み (人日)	999	999	999	999	999
確保方策 (人日)	999	999	999	999	999

<参考:養育支援訪問事業の利用実績>

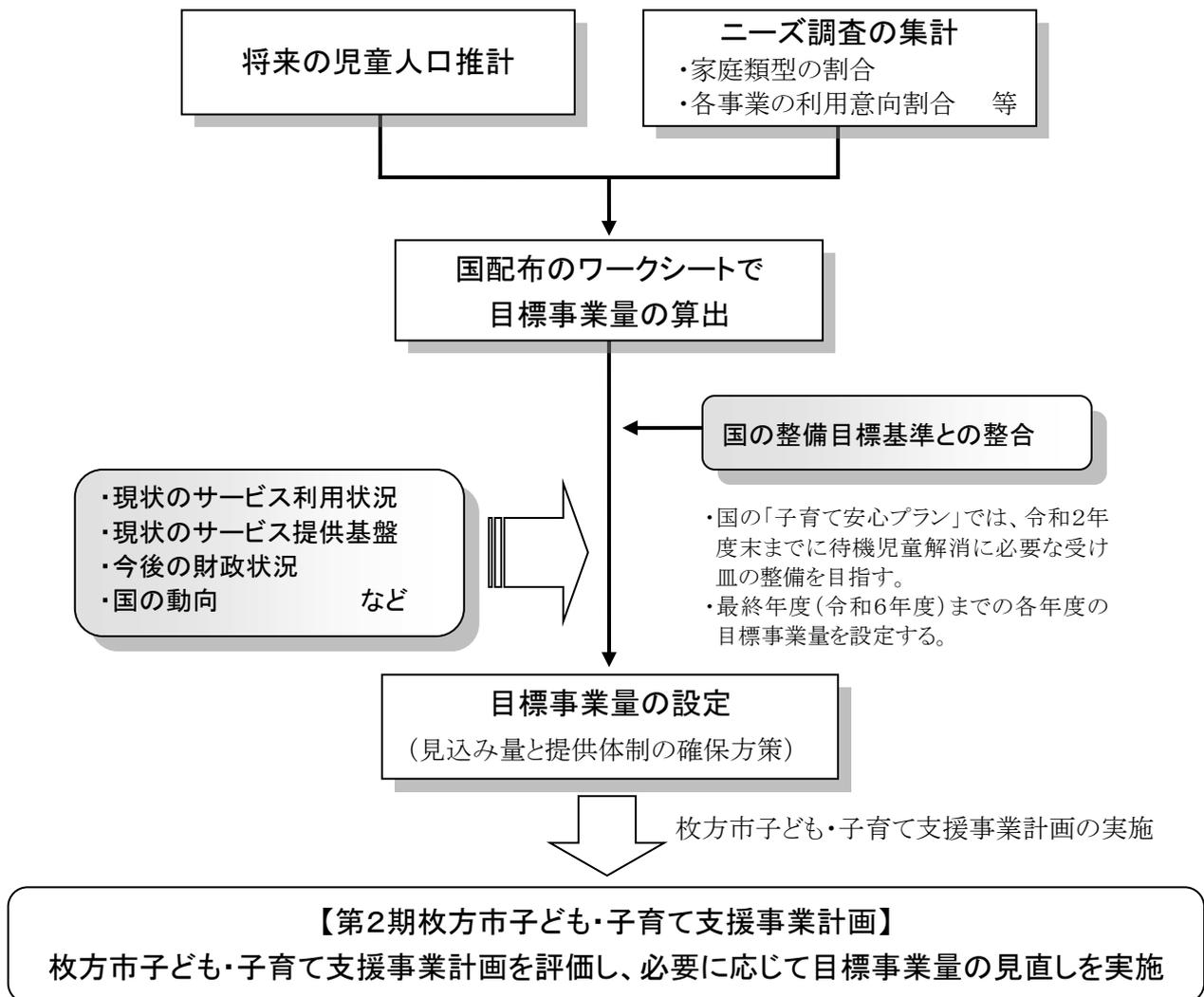
	H27年度	H28年度	H29年度	H30年度
延べ利用者数 (人日)	569	746	839	999

目標事業量算出の考え方について

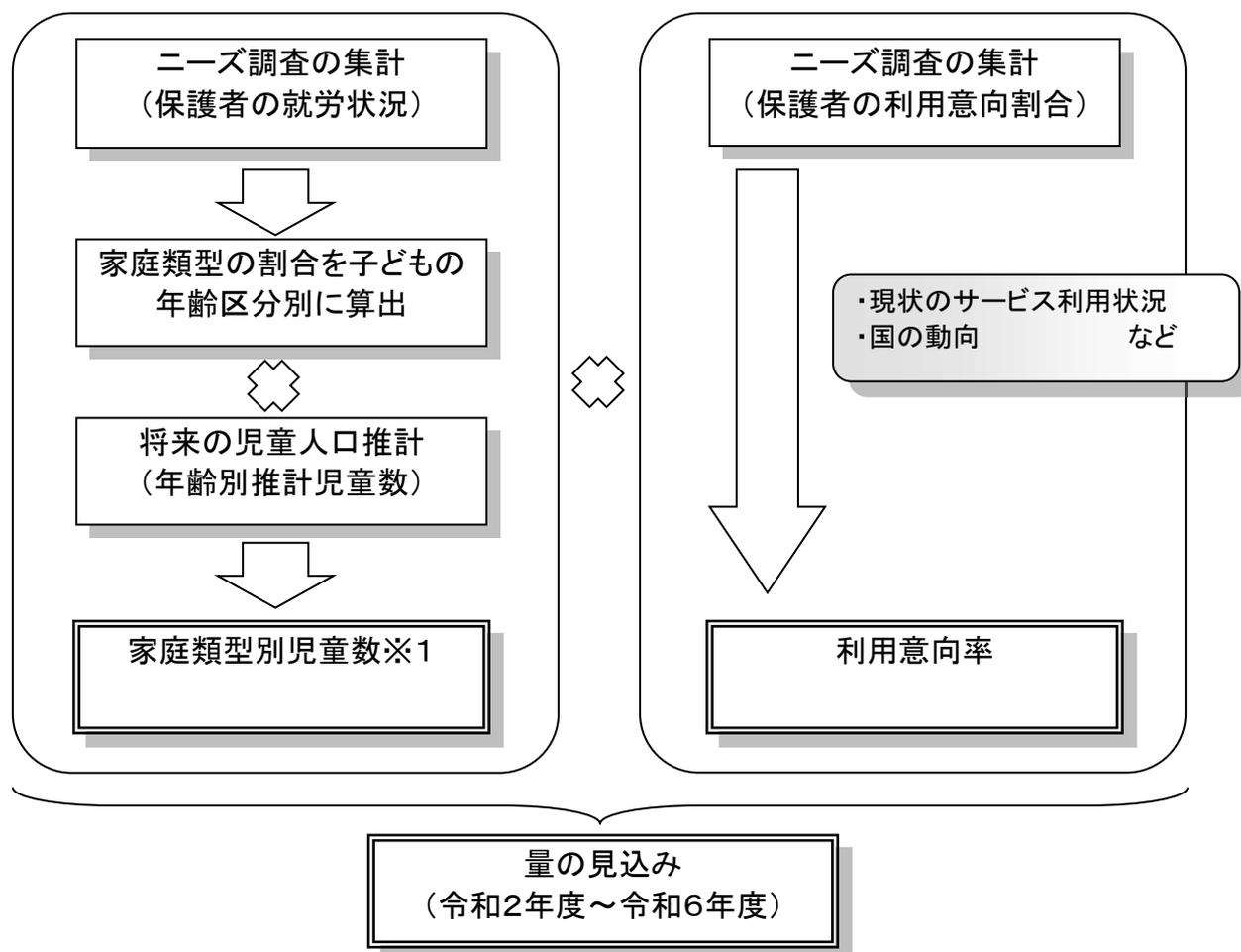
< 1 > 目標事業量の作成の基本的考え方と手順

- 国の「市町村子ども・子育て支援事業計画における「量の見込み」の算出等のための手引き」、や「市町村子ども・子育て支援事業計画における「量の見込み」の算出等のための手引き(大阪府版)」を基に、本市における各事業の利用状況などの現状や児童人口の推計、「枚方市子ども・子育て支援に関するアンケート調査(就学前児童調査)(以下「ニーズ調査」という。)」の結果、今後の財政状況、国の動向などを考慮して、令和2年度から令和6年度までの量の見込み並びにそれに対応する提供体制の確保方策の内容及び実施時期を教育・保育提供区域ごとに作成します。
※各年度の時点は国・府にあわせて年度当初とします。
- 目標事業量については、毎年、枚方市子ども・子育て支援事業計画の進捗にあわせて評価し、枚方市社会福祉審議会子ども・子育て専門分科会に諮り、その意見を踏まえ、必要に応じて見直しを行います。

【手順】



量の見込みの基本的な算出方法



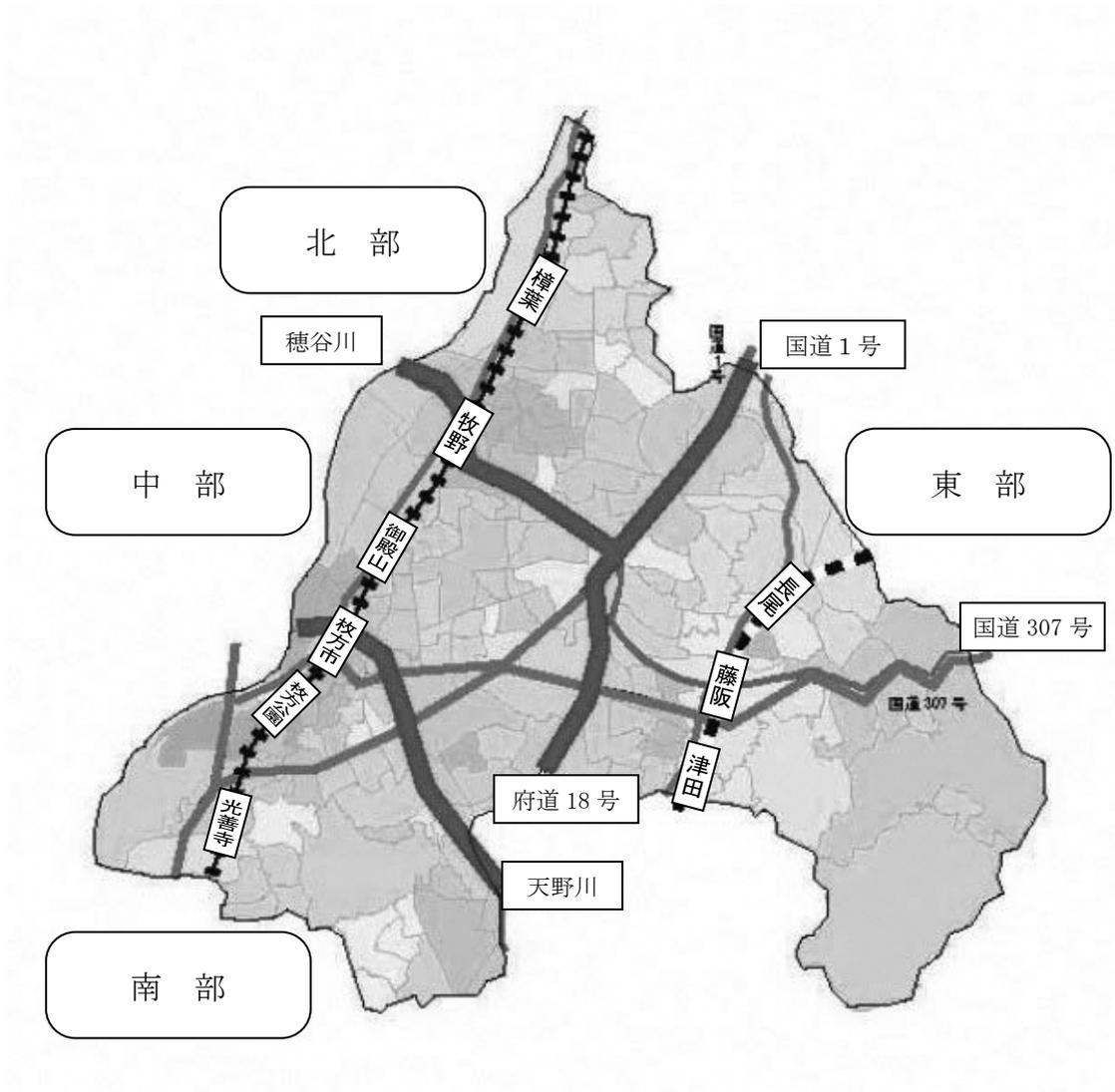
※1 表1 家庭類型の種類

タイプ	父母の有無と就労状況
タイプA	ひとり親家庭
タイプB	フルタイム×フルタイム
タイプC	フルタイム×パートタイム (就労時間：月120時間以上+下限時間～120時間の一部)
タイプC'	フルタイム×パートタイム(短) (就労時間：月下限時間未満+下限時間～120時間の一部)
タイプD	専業主婦(夫)
タイプE	パートタイム×パートタイム (就労時間：双方が月120時間以上+下限時間～120時間の一部)
タイプE'	パートタイム×パートタイム (就労時間：いずれかが月下限時間未満+下限時間～120時間の一部)
タイプF	無業×無業

各自治体における保育の必要性の下限時間（48時間～64時間の間で市町村が定める時間）を「下限時間」と記載。枚方市においては、現行と同様に64時間を下限時間とします。

<2>教育・保育提供区域について

枚方市子ども・子育て支援事業計画においては、教育・保育や地域子育て支援を含む子ども・子育て支援サービスを効果的・効率的に提供するため、4つのエリアに区分した教育・保育提供区域(下図参照)ごとに、目標事業量を設定しています。また、地域子ども・子育て支援事業を含め、個別の取り組みごとに、その内容や現行の利用状況等を踏まえ、効果的・効率的に提供を行うことができる場合は、市域全体を区域としています。



第2期 枚方市子ども・子育て支援事業計画

主要事業の目標事業量

令和2年3月

発行 枚方市子ども青少年部子ども青少年政策課
〒573-8666 枚方市大垣内町2丁目1番20号
TEL : 072-841-1375 (代表)
FAX : 072-843-2244
E-mail : kodosei@city.hirakata.osaka.jp